

西宮市施設使用料指針

令和元年 7 月

西 宮 市

1. 策定の目的

本市における施設使用料は、これまで市全体で統一された基準がなく、類似施設の算定方法や他の地方公共団体の料金水準などを参考に、施設ごとに料金設定が行われてきました。しかし、市民から理解と納得を得たうえで適正な使用料を求めるには、統一的な算定方法を定め、その算定根拠を明らかにする必要があります。

また、長期間にわたり使用料を見直していないなど、社会経済情勢や個々の行政サービスを取り巻く環境の変化に対応していない施設があることから、施設の維持管理に要した経費や利用実態、民間事業者による類似サービスの実施状況などを踏まえて、受益に応じた負担のあり方を定期的に見直す必要があります。

こうした背景を踏まえ、このたび策定する西宮市施設使用料指針(以下「指針」という。)では、施設分類ごとの受益者負担割合や定期的な見直しに関する基本的な考え方を整理するとともに、統一的な基準に基づいた算定根拠を明らかにすることにより、受益者負担の適正化と透明性の確保を図ることを目的としています。

2. 基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

市が提供する施設、サービスに要する経費を全て税金等によって賄うとすると、これらを利用しない市民も間接的に経費を負担していることとなり、公平性に欠けるといえます。そこで、施設を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するため、施設利用の対価として受益者に応分の行政コストの負担を求める必要があります。

(2) 算定方法の明確化

施設の利用者に応分の負担を求めるにあたっては、施設の維持に係るコストを明らかにするとともに、算定方法を明確にして透明性を確保する必要があります。

本市における施設使用料は、下記算式により算定し、それに立地条件や類似施設との均衡等を考慮し、最終的に決定します。

$$\text{施設使用料} = \text{算定基礎} \times \text{受益者負担割合}$$

(3) 定期的な見直し

社会経済情勢等の変化に適切に対応するため、指針の対象となる施設使用料については、3年ごとに再算定し、必要に応じて料金改定を行います(*)。

【注釈】 随時の見直し

社会経済情勢に大きな変化がある場合には適宜再算定を行い、料金改定を検討します。
また、施設の新設または貸室等の規模や用途の変更を伴う増改築を行った場合は、そのつど指針に基づき適正な使用料を再算定します。一方、小規模な修繕等のみを行っている場合は、原則として定期的な見直しまでの間、適用している使用料のまま据え置くこととします。

(4) 指針の対象となる施設

それぞれの施設の設置条例において定めている使用料は、指針に基づき料金の算定を行います。別途法令等により金額や算定方法等の考え方が定められている場合など、統一的な基準による算定が適当でない場合は、個別に使用料を設定します。

3. 使用料の算定方法

(1) 算定基礎に含む主な項目

算定基礎に含む主な項目は、下表のとおり施設の維持管理、運営業務に直接的に要する「人件費」及び「物件費」とします。一方、施設の取得に起因するコストや資本形成に寄与するコストは原則として算入しません。

【算定基礎に含む主な項目】

分類	項目	説明
人件費	給料	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員の人件費
	職員手当	
	共済費	
物件費	賃金等	臨時職員の賃金など
	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、小規模修繕料など
	役務費	通信費、運搬費、火災保険料など
	備品購入費	長期間その形状を変えずに使用し、保存できるもの
	委託料	施設の管理委託料など
	使用料及び賃借料	機器のリース料、土地賃借料など
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費

【算定基礎に含まない主な項目】

分類	説明
土地の取得に要した費用	土地は施設が廃止された後も市の資産として残るため
施設の建設費 (大規模修繕、増改築含む)	公の施設及び付帯する設備は市民全体の資産としてそれぞれの行政目的を持って取得されたものであり、その費用は全ての市民に利用の機会を提供するために公費で賄うべきものと考えられるため
間接的な費用	通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用は、その中で賄うべきものであるため
一時的に要した費用	災害等の特殊事情により、一時的・臨時的に要した費用は、本来提供するサービスとは目的が異なるため
特定の個人の便益のために要した費用	別途利用料を徴収している附帯設備や特別に開催された講座など、利用者の意向によって使用の有無が選択可能なもので、特定の個人の便益のために要した費用は、その受益者から徴収すべきと考えられるため
減価償却費	施設は行政目的を持って、すべての市民に利用の機会を提供するために市民全体の財産として建設されたものであるため

(2) 算定基礎の算出方法

【専有使用の場合(会議室など一定区画)】

$$\text{算定基礎} = \text{年間人件費、物件費等}(*1) \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}(*2)} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間}(*3) \times \text{目標稼働率}(*4)}$$

【個人使用の場合】

$$\text{算定基礎} = \frac{\text{年間人件費、物件費等}(*1)}{\text{目標利用数}(*4)}$$

【注釈】算定基礎の算出方法

- (*1) 過去3か年の平均額 (X)年見直しであれば、(X-4)年,(X-3)年,(X-2)年の3か年平均
- (*2) 施設の共有部分を除く、年間の延べ使用可能面積
- (*3) 休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間
- (*4) 過去3か年の平均稼働率や平均利用者数に基づき設定

(3) 端数処理

1円単位等の端数は切り捨てるなど、窓口事務の効率化を図ります。

(4) 冷暖房費

使用料の算定基礎に光熱水費を含んでいるため、原則として利用者が冷暖房を使用した場合でも加算料金は徴収しません。ただし、各施設における冷暖房設備の設置状況や利用実態等を考慮し、必要に応じて加算料金を設定する場合があります。

(5) 経費削減に向けた取り組み

各施設においては、適正な人員配置と業務の効率化や見直し等による経費削減に努めます。これにより、使用料の算定基礎となる経費が低減され、結果として利用者の負担抑制に繋がります。

(6) 時間帯・曜日別料金

時間帯及び曜日による使用料の差は原則として設けませんが、利用者の分散や稼働率の向上を図る観点から、各施設の利用状況や実態等を踏まえ、必要に応じて別途料金を設定する場合があります。

(7) 政策的な料金設定

他の施設との競争や均衡、立地条件などに配慮する必要がある場合のほか、利用者数が少ない個人利用施設や、和室・茶室・調理室などの稼働率が低い貸室等については、指針に基づく算定結果によらず、政策的に料金を設定する場合があります(*)。

【注釈】 政策的な料金設定の例

- ・近隣施設や類似施設における市場価格との均衡を図る。
- ・稼働率の向上を図ることを目的とした使用料を設定する。
- ・施設の立地条件や利用実態に応じた使用料を設定する。

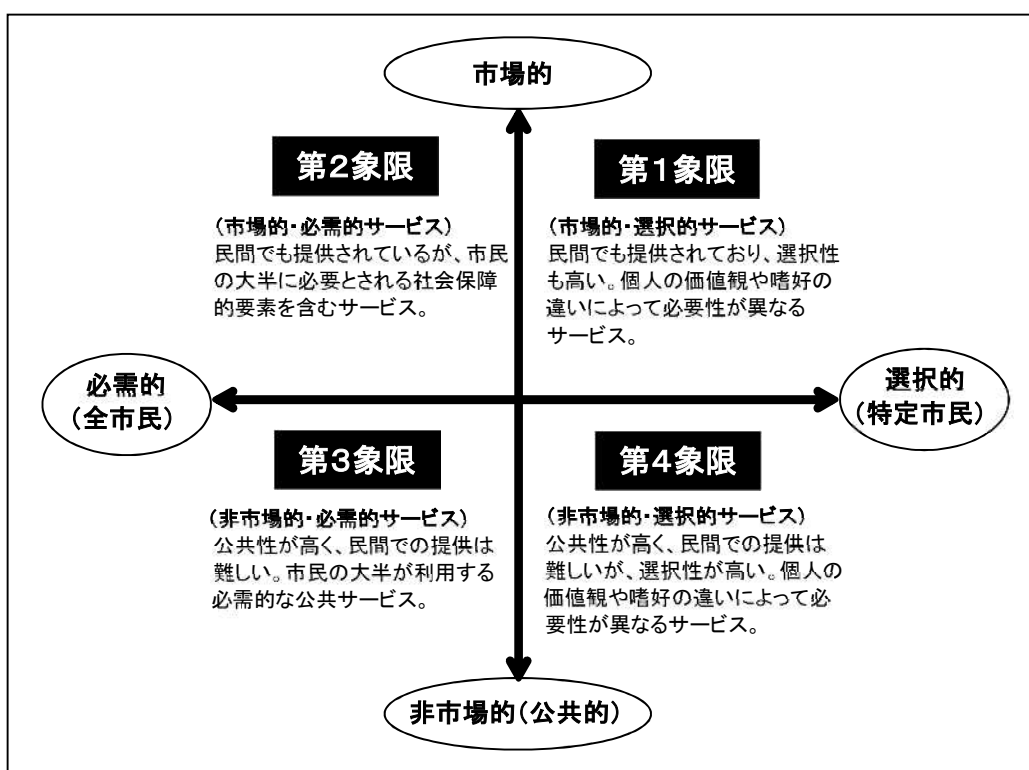
4. 施設の分類と受益者負担割合

(1) 行政サービスの性質別分類

行政が提供するサービスは、日常生活に必要であり、市場原理によっては提供されにくいサービスから、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のものが存在するサービスまで多岐にわたります。

そこで、下表のとおりサービスを性質別に4つに分類し、その区分ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定します。

【行政サービスの性質別分類】

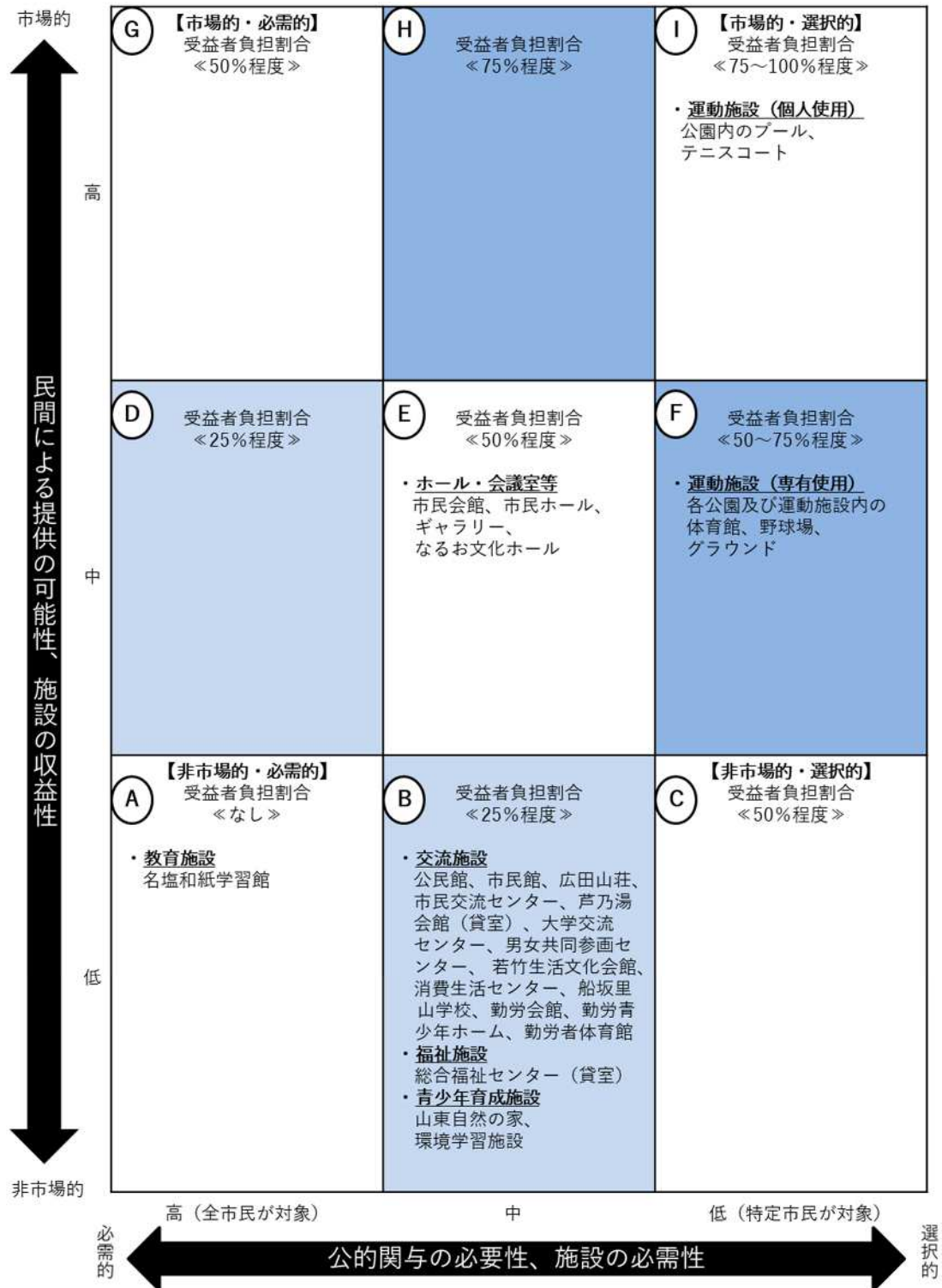


【性質別分類の考え方】

- 第1象限・・・基本的に受益者が負担
民間でも提供可能、個人によって必要性が異なるサービス
- 第2象限・・・受益者と公費で負担
民間でも提供可能、日常生活上大半の人に必要とされるサービス
- 第3象限・・・基本的に公費で負担
行政が中心となって提供、日常生活上大半の市民に必要とされるサービス
- 第4象限・・・受益者と公費で負担
行政が中心となって提供、個人によって必要性が異なるサービス

(2) 施設・行政サービス別の受益者負担割合

行政サービスの性質別分類に基づき、本市の施設・行政サービスを下表のとおり分類し、それぞれの分類に応じた受益者負担割合を利用者に求めることとします。



【受益者負担分類の考え方】

- 分類A・・・受益者負担割合なし
公的関与の必要性が高く、租税等の投入により市民全体で支えることが想定されているサービスが分類されます。具体的には、教育施設等が該当します。ただし、実習の実費等は受益者負担とします。
- 分類B・・・受益者負担割合 25%程度を目安とするもの
民間によるサービス提供の可能性が低い交流施設などが分類されます。収益の獲得を目指す施設ではありませんが、サービス提供を受けない市民との負担の公平性の観点から、受益者に対しては一定の負担を求める必要があります。具体的には、交流施設、福祉施設、青少年育成施設などが該当します。
- 分類C・・・受益者負担割合 50%程度を目安とするもの
民間による提供の可能性が低く、特定の市民を対象とする施設が分類されます。
- 分類D・・・受益者負担割合 25%程度を目安とするもの
分類AとGの中間的なものが当該区分に分類されます。
- 分類E・・・受益者負担割合 50%程度を目安とするもの
民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの、公的な目的での必要性があるホール等が当該区分に分類されます。
- 分類F・・・受益者負担割合 50～75%程度を目安とするもの
特定の市民が対象かつ民間にも類似施設が存在し、ある程度の収益確保が見込まれるものが分類されます。具体的には、体育館等の運動施設が該当します。
- 分類G・・・受益者負担割合 50%程度を目安とするもの
全市民が対象となるものの、民間による類似サービスの提供があるような施設が分類されます。
- 分類H・・・受益者負担割合 75%程度を目安とするもの
分類GとIの中間的なものが当該区分に分類されます。
- 分類I・・・受益者負担割合 75～100%程度を目安とするもの
特定の市民が対象かつ民間でも類似の施設があり、採算性も比較的高いと考えられるものが当該区分に分類されます。具体的には、公園内のプールやテニスコート等が該当します。

(3) 減免の考え方

使用料の減免は、受益者負担の原則の特例的な措置であり、公平性と公正性を勘案したうえで、真にやむを得ないものに限定して適用されるべきものです。本市では各施設の設置条例において減免基準を定めており、国・地方公共団体の使用や指定管理者の自主事業のほか、施設の設置目的に照らして特に必要と認められる場合等に使用料の全額又は一部を減額しています。

(4) 市外利用

市の施設は市民の財産であり、市税によって運営されています。このため、市外在住者が公共施設を利用する場合は、市民が利用する場合の料金よりも割増された料金を設定する場合があります。一方で、施設の有効利用などの観点から、市外在住者の利用を制限しない場合もあり、施設の設置目的や立地など、個別の事情に応じて適切に判断することとします。

5. 激変緩和措置

使用料の改定は市民生活に影響を与えるものであり、適正な算定結果とはいえ、急激な料金変動は好ましいものではありません。したがって、使用料を引き上げる場合には、現行使用料の概ね 1.5 倍をその上限とし、段階的な改定を検討します。